



平成 20 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 コンドーテック株式会社
代 表 者 代表取締役社長 菅原 昭
(コード番号 7438 東証・大証第2部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 安藤 朋也
(Tel (06) 6582 - 8441)

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第 2 号ロ）の一つとして、本年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いましたのでお知らせします。本プランは、後述のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員が出席し、本プランは当社株券等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。

昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、現在、日本全国に43カ所の販売拠点と4カ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針でお客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品およびサービスを提供してまいりました。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点

お客様のニーズにお応えするため開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力

足場吊りチェーンでは昭和46年に仮設工業会の第1号認定工場になりました。

昭和60年にターンバックルメーカーでは国内初のJIS表示許可を取得しております。

また、平成11年にはブレースメーカーでは国内初のISO9002（平成15年にISO9001・2000へ変更登録）を取得して、高い生産技術で高品質な製品を供給しております。

お客様から求められる最も大きなテーマの一つに即納があります。お客様のニーズにすぐに応えられるように、在庫を持った販売拠点を全国43カ所に設置してクイックデリバリー体制をとっております。

取扱商材が約4万点と多いことで、お客様からは便利で信頼できる仕入先として高い評価を得ております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア・コンピタンスの強化と環境・街路緑化、産業廃棄物処理などの新業種への事業の拡大を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。具体的には、以下のとおりであります。

当社はコア・コンピタンスであります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理など新業種へ事業の拡大を図っております。健康被害で大きな社会問題になっておりますアスベストの除去工事で使用されますマスク、防護服、回収袋や産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグなど環境の保全及び

改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

(3) コーポレートガバナンスの強化、株主還元等

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させることによってコーポレートガバナンスを強化、充実することが経営の最も重要な課題の一つであると考えております。

当社では、監査役3名のうち2名は社外監査役で、1名は法律の専門家であります弁護士、もう1名は会計の専門家であります公認会計士であり、独立性を有した社外監査役2名を含む監査役会により取締役の業務執行の監視を行なっております。

当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行なっております。内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。当社は、平成16年4月より執行役員制度を導入し、執行役員と業務担当取締役とで業務執行の迅速化を図っております。

また、当社は、財務報告に係る内部統制を整備するために委員会を設置して、財務報告に係るリスクの洗い出し、評価および内部統制についての文書化を行い、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

このように経営の健全性、透明性、効率性を高めてコーポレートガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行なう方針であります。平成7年に株式上場してから平成19年3月期までの12年間で業績の向上に応じて年間配当を8回増配いたしました。また、平成13年以降5年間にわたり当初の発行済株式数の約15%の自己株式を取得し、平成17年11月16日には自己株式を100万株消却いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行なっていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社

外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙2に記載の三氏が就任いたします。

また、平成20年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りであります。

同時点において当社役員及びその関係者並びに社員持株会（以下「当社役員等」といいます。）により発行済株式の約35%が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳でなく、独立した関係であることから、今後その各々の事情に基づき当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、分散化が進んでいく可能性が考えられます。それに加えて今後の事業拡大を図っていく上で、資本市場における資金調達を行うこともあり得ると考えており、その場合には各株主の持株比率が希釈化される可能性もあります。このような状況下、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、本プランの必要性はあるものと認識しております。

なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付け等

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株券等について、保有者²の株券等保有割合が20%以上となる買付け

()当社が発行者である株券等について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合及

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じとします。

びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- () 買付者等の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 代表者の役職及び氏名
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (二) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ハ) 設立準拠法
- () 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- () 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

本必要情報の提供

上記の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記（ ）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- () 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- () 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- () 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- () 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- () 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- () 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付け等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- () 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

()対価を現金(円価)のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大 60 日間

()その他の大規模買付け等の場合には最大 90 日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大 30 日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記 の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()又は()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

()独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙 4 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

()独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

()に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

取締役会の決議

当社取締役会は、 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付け等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成20年6月開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として導入いたしますが、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会

の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年とするための定款変更議案を本定時株主総会に上程することとしております。かかる定款変更について株主の皆様のご承認を頂いた場合には、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆

様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 4 . (1) に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続き

名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

その他の手続き

なお、割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

稲田 龍示（いなだ りゅうじ）

昭和 6 0 年 4 月 弁護士登録

平成 2 年 4 月 西梅田法律事務所開設

平成 8 年 6 月 当社監査役（現任）

平成 1 6 年 1 2 月 弁護士法人光明会設立 社員（代表）

平成 1 8 年 6 月 燦キャピタルマネージメント(株)社外取締役（現任）

稲田 龍示氏は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

北山 諒一（きたやま りょういち）

昭和 5 6 年 4 月 公認会計士登録

昭和 6 1 年 7 月 北山公認会計士事務所開設 公認会計士（代表）

平成 8 年 9 月 当社仮監査役

平成 8 年 1 1 月 当社監査役（現任）

北山 諒一氏は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

大和 正史（やまと まさし）

昭和 5 3 年 3 月 新潟大学大学院法学研究科修士課程修了

昭和 5 6 年 3 月 神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程所定単位修得後退学

昭和 6 1 年 4 月 関西大学法学部助教授

平成 5 年 4 月 関西大学法学部教授

平成 1 6 年 4 月 関西大学大学院法務研究科教授（現任）

以上の三氏と当社との間に、顧問契約等の関係はありません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

平成 20 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
有限会社藤和興産	1,507	11.14
近 藤 勝 彦	662	4.90
大阪中小企業投資育成株式会社	643	4.76
コンドーテック社員持株会	532	3.94
株式会社 F プランニング	450	3.33
近 藤 純 位	396	2.93
近 藤 延 滋	385	2.85
株式会社三菱東京 U F J 銀行	376	2.79
近 藤 雅 英	332	2.46
株式会社近畿大阪銀行	314	2.32
計	5,601	41.40

- (注) 1 上記のほか、平成 20 年 3 月 31 日現在、当社は自己株式 966 千株を保有しております。
- 2 野村ホールディングス株式会社及びその関係会社である他 2 社から、平成 17 年 6 月 15 日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成 17 年 5 月 31 日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
- なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株式数(千株)	保有株式数割合(%)
野村ホールディングス株式会社	46	0.34
野村證券株式会社	31	0.23
野村アセットマネジメント株式会社	830	6.14

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様にとって当社の株券等の売却を強要する虞があると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量

¹¹ 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。

買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

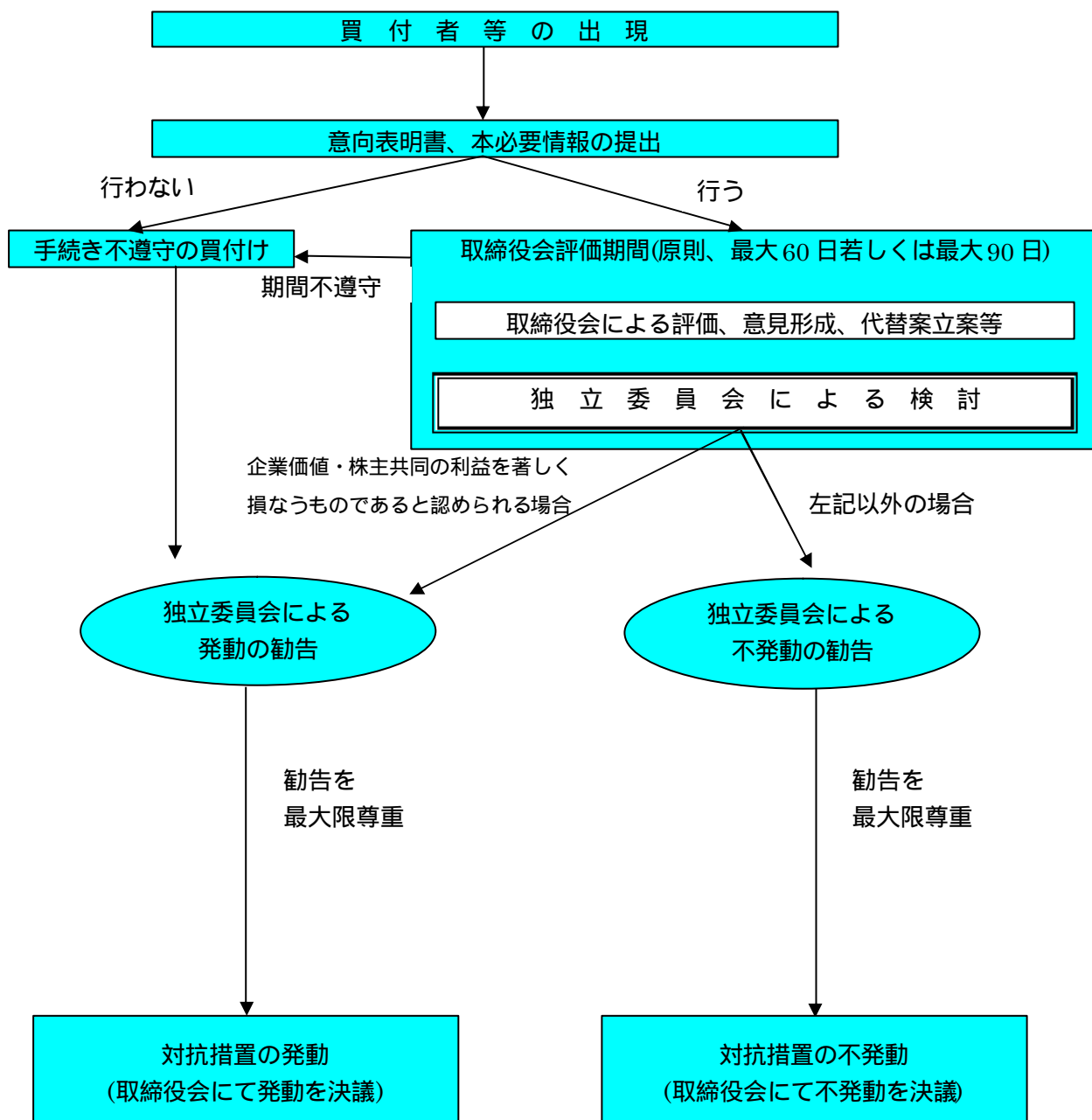
以 上

以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)\又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される場合をいいます。)をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。